

1 委託業務名

京都市を起点とした広域連携型周遊観光モデル構築調査及び戦略策定業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 契約金額の上限額

10,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 業務内容

別添「仕様書」のとおり

5 委託者

公益社団法人京都市観光協会

6 応募資格

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること。

- (1) 京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づく参加停止を受けていないこと。
- (2) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 行政機関からの行政指導を受けた者については、改善がなされていること。
- (5) 反社会的勢力若しくはその統制の下にある団体でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く）でないこと。
- (7) 提案事業の実施に必要な免許又は資格等を備えていること。
- (8) 提案事業の実施に必要な組織体制を有すること。
- (9) 財務状況が健全であること。
- (10) 旅行業法等、法令の規定により、事業の実施に際し免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録を受けていること。
- (11) 当協会の公益法人としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがないこと。
- (12) 共同事業体による応募については、以下の条件を満たすこと。
 - ア 共同事業体の構成員は、上記(1)～(11)の資格を有していること。
 - イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から指定すること。
 - ウ 共同事業体の代表者は、本提案に係る事務局との窓口となり、委託者と共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
 - エ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地とすること。
 - オ 提案書提出後の共同事業体の代表者及び構成員の変更は、原則としてできないこと。
 - カ 共同事業体の代表者及び構成員は、別の応募者又は共同事業体の構成員として当業務の提案に応募できないこと。

7 応募手続等

(1) 募集期間

令和8年5月19日（火）から6月9日（火）午後5時まで

(2) 提出資料

資料名	部数	備考
参加表明書（別紙1）	1部	
直近の決算書	1部	
企画提案書	10部	・任意様式で企画案（取組内容、実施方法等）を具体的に提案すること ・体制やスケジュールを具体的に記載すること
見積書	10部	提案業務一切に係る積算根拠を明示すること
会社案内等	10部	
類似業務実績一覧（別紙2）	10部	本業務に類似又は関連する業務を受託又は自ら実施した実績がある場合は、実績について記載すること（最大5件まで）
登記簿謄本（履歴事項全部証明）	1部	申請日前3か月以内に発行の原本（写し不可）
反社会的勢力排除に関する誓約書（別紙3）	1部	

※ 部数が10部のものは、正本1部と複本9部でよい。ただし、正本1部のみ会社名を記載し、複本9部は会社名を記載しないこと（ロゴ等会社が特定される文字の記載がないか注意すること）。

(3) 応募方法

ア 提出資料等の提出期限及び提出先

提出期限：令和8年6月9日（火）午後5時まで（郵送必着）

※ 参加表明書の提出は令和8年6月2日（火）午後5時までとする。

提出方法：持参（平日午前9時～午後5時）又は郵送（午後5時必着。書留郵便に限る。）

※ 参加表明書は電子メール可とする。

提出先：公益社団法人京都市観光協会 とっておきの京都係

〒604-0924 京都市中京区河原町通二条下ル一之船入町 384 番地 ヤサカ河原町ビル8階

イ 仕様書等に関する質疑応答

質問方法：以下の問い合わせ先に対しての電子メールのみとする（様式不問）。件名は、「令和8年度広域連携型周遊観光モデル構築調査及び戦略策定業務に関する質問」とすること。

なお、必ず電話での受信確認を行うこと。

※ 本要領及び仕様書等に対して質問できる者は、「6 応募資格」を満たす者とする。

問い合わせ先：totteoki@kyokanko.or.jp TEL：075-213-0020

（公益社団法人京都市観光協会 とっておきの京都係）

質問期限：令和8年5月22日（金）午後5時まで（必着）

質問への回答：質問及び回答は、京都市観光協会ホームページに公開することで行う。（令和8年5月29日（金）予定）。

8 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提案の審査は、提出された企画提案書に基づいて受託候補者選定委員会が行い、選定する。審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。なお、必要に応じて企画提案書提出事業者には、企画提案に係る説明を求める場合がある。その場合には、企画提案書提出事業者に別途通知する。

(2) 審査基準

- ア 審査に当たっては、別に定める評価項目に基づき評価する。
- イ 後述の10(1)に記載の失格者を除いた者のうち、審査員の評価の合計点が最も高い者を契約相手方の候補者として選定する。
- ウ 審査員の評価の最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額が同額の場合、当該者は当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された金額が最も安価な者を契約の相手方として選定する。
- エ 参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。
- オ 上記にかかわらず、審査員の平均点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(3) 決定

審査結果を踏まえて、委託者が受託候補者を決定する。

(4) 通知

委託候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

(5) 公表

選定結果通知日翌営業日以降に、選定結果を公表するものとする。ただし、審査内容については公表しない。

(6) 契約

- ア 契約交渉の相手方に選定された者と委託者との間で、委託内容や経費等について詳細を調整の上、委託契約を締結する。また、契約に関する費用（収入印紙代を含む）は、選定された者の負担とする。
- イ 契約代金の支払いについては、双方協議のうえで決定するものとする。
- ウ 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

(7) その他

- ア 審査時は、ノートPCやプロジェクター等の電子機器の使用はできません。
- イ 審査時は、提出いただいた資料のみを使用いただき、追加資料の提出は認められません。
- ウ 審査時は、社名を名乗ることはできません。

9 スケジュール

令和8年5月19日（火）	公募開始
22日（金）	質問提出期限（午後5時まで）
29日（金）	質問に対する回答（予定）
6月2日（火）	参加表明書提出期限（午後5時まで）
9日（火）	各種必要資料の提出期限（午後5時まで）
16日（火）または18日（木）	プレゼンテーション
23日（火）	受託候補者の決定・通知（予定）

10 注意事項

(1) 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額が3の金額上限を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に関わる者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- キ 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) その他

- ア 本業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に委託者と連絡調整を行うこと。
- イ 本業務の中止、委託業務内容の変更又は履行期間の変更を行う場合がある。
- ウ プロポーザル参加に要する一切の費用（提出書類作成費、交通費等）及び企画提案内容の実現に係る費用は、全て受託候補者の負担で行うこととする。
- エ 提出された応募書類は返却しない。
- オ 提出書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- カ 提出期限以降における必要書類の差し替え及び再提出は認めない。
- キ 受託候補者として選定された場合でも、提案事業すべての実施を約束するものではありません。また、提案事業の一部を変更して実施することがある。